## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

180,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費

646,966 千円

(単位:千円)

事 業 名	令和4年度 予算額	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	492,654	339,531		15,000	138,123	38,000
老人福祉費	349,673	17,598		9,920	322,155	90,000
児童措置費	258,030	160,320		35,417	62,293	17,000
母子福祉費	42,138	14,472			27,666	9,000
予防費	107,528	41,129			66,399	18,000
健康増進費	31,578	1,248			30,330	8,000
合 計	1,281,601	574,298	0	60,337	646,966	180,000

<sup>※</sup> 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源 の比率であん分しています。